

平成26年第11回

# 荒川区教育委員会定例会

平成26年6月13日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成26年度荒川区教育委員会第11回定例会

- 1 日 時 平成26年6月13日 午後1時30分
- 2 場 所 特別会議室
- 3 出席委員 委 員 長 高 野 照 夫  
委員長職務代理者 小 林 敦 子  
委 員 坂 田 一 郎  
委 員 青 山 侖  
教 育 長 高 梨 博 和
- 4 欠席委員
- 5 出席職員 教 育 部 長 五 味 智 子  
教 育 総 務 課 長  
兼 教 育 施 設 課 長 丹 雅 敏  
学 務 課 長 佐 藤 淳 哉  
指 導 室 長 小 山 勉  
生 涯 学 習 課 長 北 村 美 紀 子  
図 書 館 課 長 小 堀 明 美  
書 記 駒 崎 彰 一  
書 記 大 谷 実  
書 記 中 村 栄 吾  
書 記 湯 田 道 徳  
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第25号 荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

議案第26号 荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

議案第27号 職員の配偶者同行休業に関する条例に対する意見の聴取について

(2) 報告事項

ア 荒川区特別支援教育課題検討委員会の設置について

イ 「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」・「あらかわ小論文コンテスト」・  
「あらかわお弁当レシピコンテスト」の実施について

ウ 第35回「あらかわの伝統技術展」の開催について

エ 荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について(報告)

オ 第七回柳田邦男絵本大賞の実施について

(3) その他

委員長 では、ただいまから荒川区教育委員会第11回定例会を開催いたします。

出席委員数の報告を申し上げます。

本日、5名出席でございます。

会議録の署名委員は、坂田委員及び青山委員をお願いいたします。

教育長、ごあいさつをよろしくをお願いいたします。

教育長 先生方には、お忙しい中、日程を繰り合わせていただいて、御出席ありがとうございます。

高野委員長のお声がちょっとということですが、梅雨に入りまして、日々天候不順な折から、どうぞお体にお気を付けいただければと思っております。

本日、少子化対策の一環としての幼稚園の保育料の減免等々について御審議いただきますほか、例年ではございますけれども、「調べる学習コンクール」等の開催につきまして、御報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

早速、3月14日開催の第5回定例会及び3月28日開催の第6回定例会の会議録につきましては、前回の定例会で配付し、確認等していただきました。特に委員からご意見がなければ承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは、承認いたします。

また、4月11日開催の第7回の定例会及び4月25日開催の第8回の会議録が机上に配付されております。次回の定例会で御承認について諮りたいと思いますので、次回までに確認し、何かお気づきの点があれば、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。あらかじめ送付した開催通知では、審議事項は3件、報告事項は2件として御案内しておりましたが、きょうは御手元の次第のとおり、報告事項を3件追加させていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

初めに議案の審議を行います。議案の審議を行う前に皆様にお諮りしますが、議案第25号「荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」及び議案第26号「荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則」は、同種の規則改正でございますので、一括して説明を受け、質疑を行った後、1件ずつ決を取ることにしたいと思いますが、異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議なしのことですので、そのように取り扱います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。学務課長、よろしくお願いいたします。

学務課長 それでは、御説明させていただきます。

議案第25号といたしまして「荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、それから、議案第26号といたしまして「荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則」、2件でございます。

提案理由でございますが、平成26年度幼稚園就園奨励費補助事業の国庫補助限度額が改正されたことに伴い、保育料減免の区分に国庫補助限度額と同等の区分を設けるため、荒川区立幼稚園条例施行規則及び荒川区立こども園条例施行規則を改めるものでございます。資料は新旧対照表を含めて条文関係4枚と、5枚目に補助資料ということで1枚添付させていただきました。今回は補助資料を基にいたしまして内容について御説明いたしますので、「(補助資料)」と書かれました「荒川区立幼稚園条例施行規則及び荒川区立こども園条例施行規則の改正について(補助資料)」という1枚のペーパーを御覧いただければと思います。5枚目になります。

骨子でございますが、国の動きといたしまして、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減、無償化ということで段階的に取り組んでいることは御案内のとおりかと思えます。

平成26年度につきましては、国の方もその一部を予算化いたしまして、その内容として、多子世帯、いわゆる多く子どもがいる世帯の保護者負担の軽減に取り組むということで、少子化対策の一環という位置づけでございますが、軽減を行うこととなりました。荒川区教育委員会としても、国の対応に沿った対応ということで、荒川区立幼稚園条例施行規則及び荒川区立こども園条例施行規則を改正することとさせていただきたいと考えてございます。なお、これは国の補助事業、幼稚園就園奨励費補助事業の一環でございますので、国の方からも相応の補助金がまいります。補助率は4分の1以内ということで、全額、国側、国庫から出るものではございません。国の補助が一部増えて、あと区費の補助とともにこの事業を実施するところでございます。

それでは、実施の内容について御説明をいたします。まず、これまでの制度の内容を、平成25年度までの減免基準ということで記載させていただいてございます。実は、この制度自体については、多子世帯補助、多子世帯の負担軽減という意味においては、平成25年度までも既に行われていたものがございます。内容といたしましては、同一世帯から同時に3人以上就園している場合、第3子以降の幼稚園児の保育料を免除するというもので、幼稚園児に同一世帯から3人のお子さんがある場合、3人目のお子さんを免除するという制度、

これは既に施行済みでございます。ただ、幼稚園で3歳から5歳までの間に3人のお子さんがいるという世帯は珍しく、荒川区立幼稚園の子どもにおきましては、実績ゼロという状態でございます。双子と1年飛んで1人とか、三つ子とか、それぐらいが想定されますが、実態としてはいなかったところでございます。

今回、平成26年度以降といたしまして、この減免の対象となる基準を拡大するという事となってございます。対象として、小学校1年生から3年生のお兄さん、お姉さんを有する幼稚園児のうち、第二子と第三子について半額及び免除という新たな拡大制度でございます。今までは第三子のみでございましたが、第二子についての半額ということの拡大、それから扱う対象が3年生まで延びたということでございます。

事例をちょっと幾つか書かせていただいております。

事例 としては、これは今までどおり、幼稚園児の3人のお子さんがあるケース。2番目のお子さんは半額、3番目のお子さんは無料。これは双子、三つ子ちゃんでも、2人目、3人目とカウントできるようになってございます。

事例 として、今回新たに考えられるものは、お姉さんが小学校3年生、弟が2人ということで、第二子、第三子で、その弟、妹が幼稚園児であれば、第二子は半額、第三子は免除となります。

裏にいただいております、事例、お兄さん、お姉さんが小学生におりまして、弟、3番目の子が幼稚園児の場合、第一子、第二子とカウントした小学生の下の第三子について免除。

事例 ですが、一番上のお姉ちゃんが小学校4年生、そのあと小2、幼稚園児、幼稚園児となれば、小学校4年生の子はこの事業上の第一子としては扱わずに、小学校2年生の子を第一子と扱って、第二子、半額、第三子、免除。

事例 としては、2人兄弟におきまして、2人目の幼稚園児の子がいれば、第二子は半額というような事例でございます。

荒川区の実績ですが、今年度はまだ確認できていないのですが、昨年度の実績から勘案いたしますと、幼稚園で大体160人ほど、こども園では約40人ほど該当の児童がおりますので、今年も大体同様の人数がいるかと考えてございます。そうしますと、昨年度のように実績ゼロではなくて、実績が出ますので、補助金の状況も変わってきます。国庫からは全額が入ってきませんので、残りは区の経費で持ち出す部分がございます。これによる区の減収分としては、年間約800万円ほどの影響が出るのかなと考えてございます。ただ、多子世帯支援の国の政策にのっとって行うものとして、荒川区教育委員会としても、この制度に沿った対応を図りたいと考えて、今回の提案をさせていただきました。

2件の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。幼稚園条例施行規則及びこども園条例施行規則の改正について、議案2本について、一括に説明していただきました。ただいまの説明について、御質問はございますでしょうか。

小林委員 日本の財政状況から考えると、幼児教育段階は公的な負担が少なく、個人負担が多かったと従来指摘されてきました。それを受けての政策ということで、これは非常に望ましいことだと思っています。対象が幼稚園の方が160人、こども園が40人ということですが、今後は、これをさらに拡大するといった、補助の拡大は考えていらっしゃるのでしょうか。

学務課長 区としては特に今のところ考えてございませんが、国の動きにのっとり対応は図っていきたいと思います。その上で幼稚園児の全面無償化であるとか、5歳児を義務教育化するというような、国の方でのいろいろな検討が今されておりますので、そのあたりを注視しながら、必要であれば区としても対応をとっていきたいと考えてございます。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 小林委員がおっしゃったように、国では、幼児教育無償化に向けて、今検討しているということがございます。ただ、一方で、国の方針に従って、荒川区を初め特別区全体としてもこういった流れに乗っていくのですけれども、国の補助率が4分の1以内というのがどうも納得いかないと、私どもとしては事務局としては思っております。

坂田委員 これは、もともとの規則がやはりちょっと現実的ではなかったですね。少子化の状況の有無にかかわらず、實際上、非常にケースとしては少ないと想定されていたので、こういう趣旨で制度を運用するのであれば、今回のような形にするのがよい選択で、こうしないのであれば、もともともう必要がないのではないかと思います。区としてそちらの方向でという判断をしているのであれば、やはりこれで実効的な制度になるということかと思えます。

委員長 ありがとうございます。

学務課長 補足で。説明が漏れました。本件は、施行日につきましては、平成26年4月1日の遡及適用ということでさせていただきたいと考えてございます。

委員長 わかりました。幼児無償化の前段階として期待します。そして、多子世帯の保護者の負担軽減、少子化対策の一環としての補助事業でございます。残念ながら国の補助率が4分の1ではちょっと少ないなということでもありますけれども、これはいわゆる無償化の前段階ということですよ。

学務課長 4分の1以下でございます、国の予算の枠で来ますので、実際は10分の1程度。

委員長 詳しく説明してもらえますか。

学務課長 4分の1以下という制度があって、その上で国の予算の範囲内での補助ということ

となっており、国からは毎年予算がないということで10分の1程度しか今のところ補助金が入って参りません。そういう意味では、国に対しても引き続き財源の要望も含めて、行っていきたいと思っています。

委員長 ないよりはいいけれども、10分の1ですか。区としての持ち出しが年間で800万。

学務課長 800万ぐらいかと。減免をすることにより、国から多少、10分の1が入ったとしても、残り10分の9は区費で持つことになりますので、この制度改正による影響額は、昨年度の児童で見れば800万円程度と。

委員長 そうすると、国はこの無償化制度について、だんだん地方に移管したいという考え方が見えますね。

学務課長 いわゆる消費税10%等に伴って、財源についてはその少子化対策の財源を確保するとよく言われておりますが、国の制度としていろいろ制度改正は出しているのですが、財源の話がいつも後に置いていかれていて、国の方も困っているのはわかるのですが、なかなか見えてこない中で、地方にこうやって押しつけをするようなことでは望ましくないと思いますので、言えるレベルで言っていきたいと思います。

委員長 どうもありがとうございました。

青山委員 基本的には、やっぱり国の補助金でやるべきことなのか、地方の実態とか考え方によって自主財源でやるべきことなのかということかというと、本来はやっぱり補助金でやるべきことではないですね。だから、もっと地方の自主財源を充実していただければいいのですけれども、残念ながら、法人税の引き下げとかで逆方向にベクトルが来ていますからね。地方の財源が細るような傾向になっていますからね。だから、少しだけ補助金を利用せざるを得ないということなのでしょうね。

委員長 では、よろしいですか、この問題は。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、質疑を終了いたします。

それでは、議案について何か意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、各議案について順にお諮りいたします。

議案第25号「荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」については、異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。



続いて、議案第26号「荒川区立子ども園条例施行規則の一部を改正する規則」について、異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

以上、議案第25号及び第26号のいずれについても異議なしとのことです。いずれも原案のとおり決定いたします。

続いて、議案第27号「職員の配偶者同行休業に関する条例に対する意見の聴取について」、御説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第27号「職員の配偶者同行休業に関する条例に対する意見の聴取について」を説明いたします。

提案理由でございます。平成26年度荒川区議会定例会、6月会議に議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。

1、制定理由です。地方公務員法第26条の6第1項、第2項、第6項及び第11項の規定に基づき、職員の休業として配偶者同行休業を新設するに当たり、必要な事項を定めるためでございます。

2、主な制定内容でございます。大きく分けて二つとなっております。

まず(1)職員の配偶者同行休業に関する条例の制定でございます。こちらの条例の概要ですが、職員の配偶者が外国に赴任などをした場合に、3年間に限り休業扱いできるということを規定した条例となっております。制定項目は、ア 同行休業の承認、イ 期間、ウ 配偶者の外国滞在理由、エ 承認の申請、オ 期間の延長、カ 取消事由、裏面に移りまして、キ 届出等を規定するものでございます。

もう一つの内容といたしましては、関連条例の一部を改正するものでございます。この幼稚園教育職員の給与に関する条例など記載の四つの条例を一部改正するものでございます。

施行日は、公布の日となっております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問などはありませんでしょうか。

青山委員 これはとっくにやっていたいなければいけなかったことですね。この同行休業の制度がないおかげで、すぐれた職員が都庁とか区役所をやめてしまったと思います。これは会社の場合もそうですけれども、だから、これは別に男女を問わないのですけれども、今はむし

る男性がついていくとかいう話になるケースも多いのだと思いますけれども、日本の高度経済成長時代には、優れた女性のキャリアがこれで失われていったケースは結構あるのですね。いいことだと思いますよ。

委員長 これはとてもいいことですね。

坂田委員 私も、これは改正かなと思ったのですが、今、制定なのです。

教育長 そうです。今までなかったのです。

坂田委員 今回、これを制定する理由というのは、やはり制度全体としての男女共同参画の流れとか、そういうことがあるのか、若しくは実態上のニーズがあるのか、いずれでしょうか。

教育長 今、坂田委員がおっしゃったように、今回、この条例を制定する理由は、男女共同参画という流れもありますし、また、一方で青山委員がおっしゃったように、職員の確保という面も大変大きな理由であろうと思います。地方自治体においても、今後、有能な人材の確保というのが大きな課題になっており、一方でまた少子化対策ということもあります。子育てを奨励する、婚姻を奨励するということも含めて、こういった仕組みを国が先行して作りまして、それを受けて自治体でもこうやって制度を創設したというところで、いくつかの特別区でも同じ時期に条例を制定しているところがございます。

青山委員 それに適した人を自治体が海外に派遣するという意味でも、やりやすくなったのです。私は都庁の生活文化局の総務課長のときに、当時、30人ぐらい海外諸国に派遣することがあって、一年中面接をしていたのですけれども、呼び出して行ってくださいと言うと、非常にいい条件なのに、奥さんが勤めをやめられないということで結局断られたというケースも複数ありました。もう本当はあの時代に既にこういう制度があるべきだったのです。

教育長 学校の先生方にしてみても、日本人学校へ赴任する際に、どうしても今は単身という形になってしまいますけれども、御夫婦で教員をやっている場合、御主人が行くのか、その奥様が行くのかはありますけれども、どちらにしても、配偶者も含めて休業が保障されれば、一緒に行くということもできるのです。

青山委員 そうですよ。

小林委員 私の知人にもこうしたケースがあったので、こういった制度が早目にできていればと思います。

委員長 3年間を超えないというのは妥当ですよ。

教育長 そうですね。

委員長 では、ほかに御質問はございますか。

質疑を終了いたします。

議案第27号について、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 討論を終了いたします。議案第27号について、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第27号「職員の配偶者同行休業に関する条例に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。

次に、報告事項に移ります。

初めに「荒川区特別支援教育課題検討委員会の設置について」、御説明をお願いいたします。学務課長、お願いします。

学務課長 それでは、報告させていただきます。

件名「荒川区特別支援教育課題検討委員会の設置について」でございます。

骨子といたしまして、荒川区における特別支援教育に関する諸課題について検討し、教育支援体制を整備するために、荒川区特別支援教育課題検討委員会を設置するものでございます。

検討事項としては、1番の(1)特別支援学級の整備について、(2)東京都特別支援教育推進計画第3次計画における特別支援教室構想について、(3)その他でございます。

具体的には、特に昨今は発達障がいと呼ばれるようなお子さんが増えているという現状があったり、固定学級自体も学校によって非常に人数が増えている学校もあったりなど、いろいろな問題があります。そのような現状に鑑みまして、区としても今後の特別支援学級をどのように設置・運営していくかという点について議論していきたいという点と、先ほどの発達障がいの児童の増加にも関連しますが、東京都の教育庁が示しております特別支援教育推進計画の第3次計画という中で、特別支援教室構想とあるのですが、発達障がい児につきましては、現在、荒川区においても、通級指導学級と言って、お子さんが通級学級を開設している学校に通級、つまり通いで1週間のうち何時間かを、そのような学級がある学校に通って、適切な授業を受けて、普段はまた自分の学校に戻って、クラスメートと一緒に授業を受けるといったような対応を行っておりますが、人数が増えたりとか、対応が複雑困難化するところもあり、東京都の全体の構想の中で「子どもが通う」のではなく、各学校に特別支援教室を設けて「教員が学校を回る」。「子どもが通う」ことから「教員が各学校を回る」というような形に、都の教育庁として、新たな計画を立てています。それがこの第3次計画の特別支援教室構想というものでございます。各学校に特別支援教室を設け、そこに教員が赴く、巡回して回るという制度でございます。

そのような制度に、平成28年度以降、段階的に移行していくという計画が示されており

まして、その計画への区の具体的な対応。どの学校でどういうふうに設けるのか、スペースはどうするのか、教員の体制はどうするのか等々、個別具体的な問題等についても検討していきたいと考えてございます。発達障がい児をめぐる状況は非常に難しい、複雑なところがございますので、この検討委員会で、具体的・建設的な議論をしていきたいと考えてございます。

2番の委員会委員でございますが、次に掲げる者のうちから15人程度をもって組織するというので、小学校の校長先生から約3名程度、中学校の校長先生から約3名程度、それから、事務局の管理職等を中心に委員を組織し、運営することと考えてございます。

3番、委員長としては、教育委員会事務局の教育部長を委員長としたいと考えてございます。

なお、委員会の下に準備会として設置しまして、今、具体的な調査であったりとか、細かい制度運用の素案であったりとか、そのようなものについて具体的な議論を深め、委員会で総括的な議論をしていきたいと考えてございます。

今後の予定でございますが、本年6月30日に、第1回特別支援教育課題検討委員会ということで開催しまして、年度内に一定の結論を得たいと考えてございます。

本件の御報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。どなたか、御意見、御質問はありませんでしょうか。

坂田委員 これは(10)で読むのかもしれませんが、実際に特別支援教育に携わっておられる教員の方がおられますけれども、特に今おっしゃったような情緒の問題とか、そういう方というのはメンバーに入るのでしょうか。

学務課長 この(1)から(9)までには入っておりませんが、必要に応じて、この(10)ということで、学校の先生方とか、あと有識者の方、学識の方も含めて必要に応じて出席いただいて、御意見をいただければと思っております。今、先生がおっしゃったことについては、(10)ということで読み込みたいと考えてございます。

委員長 小児科の専門医などもいますね。

学務課長 あと、福祉部の職員であったりとか、専門的知見を持った方がおられますので。

小林委員 従来は通級指導ということで、お子さんが通って来られたわけですが、非常に数が増えてしまったということから各学校に教員が回る形ということなのですが、恐らくこれまでのような手厚いケアというのは、かなり難しい状況になるかもしれないことが予想されるわけです。その中で、こういった委員会を設けて、課題に関して明らかにして、具体的にどう対策をしていくのか検討するのは、非常に重要だと思います。

特別支援教育に関しては、専門家の方もいらっしゃいますので、ここの(10)でありま

すように、そういった方々の御意見を伺いながら、対策を考えていただければと思っています。早稲田大学でも、そういった先生方はいらっしゃいますので。

委員長 今までどおり子どもたちが通級学級へ通うのと、それと教員が学校を回ると、どちらがいいのでしょうか。そのところの議論も必要ですね。

坂田委員 私は組織的な、制度的な面も重要なが、実際に回られる方々の御意見は、かなり重要だと思うのです。普段接しておられるわけですから。

委員長 この会で検討するという事は、大変意義のあることですね。

学務課長 補足させていただきます。やはり通級の指導は、今の通級学級の中でふだん多く接している教員であると、やっぱり多く接するだけあって、個別の対応が図れるという現状としてのメリットがあると思います。今回、各学校に教員が回るようになれば、一つの狙いとしては、やはり、今、通級指導学級で行っている内容と、自分の学校の、いわゆる普通の担任の先生との間で、学校が異なる中、連携をとるのはなかなか難しいのですが、同じ学校の中で、先生が通ってくれば、より先生同士のコミュニケーションも可能になります。通級指導学級で一定の指導の成果が出て通常学級に戻してもいいというお子さんであれば、積極的に通常学級に戻して、できる限り通常学級で頑張れるような応援体制をつくっていかう。そのためには、先生が通常学級に回って通常学級の先生と連携して、子どもたちを育てていこうという一つの狙い。これは、賛否両論いろいろあると思うのですが、そういう狙いもございしますので、広く問題点を含めながら、検討していきたいと考えます。

小林委員 早稲田大学も教職課程は持っているのですけれども、その教職課程の中で、必ずしも特別支援教育に関する内容が充実していないのです。ですので、今までの教員養成で育ててきた教師たちが、特別支援に対する基本的な知識については欠けた状態がありまして、大学としてもやはりこれは緊急に対応せざるを得ないということで、今、積極的にカリキュラムの改革をやっているところです。課題は多いのかなという気がいたします。

青山委員 通級がさらに充実して、学校を回る先生も増えて、各学校に新たにできる特別支援教室も充実して、学校との連携もうまくいくというように、全体として手厚くなるならいいのですけれどもね。ということを検討すると理解すれば、これは検討していく必要がありますよね。

それと、たしか通級のよさというのは、その学校には行きたくないけれども、通級には来るといふ子が中にはいたわけですね。要するに、その種のことが、いろいろな選択肢が増えて全体がうまくいくという方向になるといいですね。

教育長 ただいま委員の先生方から、大変貴重な御意見をいただきました。検討委員会は立ち上げるのですけれども、最終的な結論でこの教育委員会に御報告するというのではなくて、

この検討委員会で、例えば課題を整理しましたとか、一定の素案ができましたとかいうときに、まだ結論ではありませんけれどもということで、現在の検討状況ということで、当教育委員会に御提案させていただいてもいいのかなと思っております。

委員長 わかりました。ありがとうございます。「特別支援教育課程課題検討委員会の設置について」、みんな賛成だと思います。これをいかに活用するか運用方法について検討して、教育長の提案がありましたように、適宜教育委員会に諮っていただくという形で。ぜひ、いいことなので、委員長としては積極的に進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に「『荒川区図書館を使った調べる学習コンクール』・『あらかわ小論文コンテスト』・『あらかわお弁当レシピコンテスト』の実施について」の御説明を、指導室長、お願いいたします。

指導室長 件名につきましては、「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」・「あらかわ小論文コンテスト」・「あらかわお弁当レシピコンテスト」の実施についてでございます。

骨子につきましては、平成26年度の「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」・「あらかわ小論文コンテスト」・「あらかわお弁当レシピコンテスト」の実施について報告するものでございます。

内容につきましては、「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」でございますが、平成23年度から始まったコンクールでございます。今年度は4年目になります。荒川区の学校図書館、公立図書館を活用して、調べる学習を通じて、子どもたちが自ら考え、判断し、表現できる力を育むために実施させていただいております。募集対象、募集作品、表彰、審査員は、記載のとおりでございます。

続きまして、2点目の「あらかわ小論文コンテスト」でございますが、平成18年度から始まった事業でございます。今年度で9年目になります。平成21年度からは、本を通して、感じたことや、考えたこと、調べたこと、体験したこと、探求したことなどを、自分の意見を相手に伝える内容を重視して、小論文を書いていただいております。募集対象等は記載のとおりでございます。この「小論文コンテスト」の最終審査員を、教育委員会の先生方をお願いしているところでございます。

3点目の「あらかわお弁当レシピコンテスト」でございます。平成20年度から始まった、今年度で7年目を迎えるコンテストでございます。女子栄養大学に協力をいただきながら、子どもが食事作りの楽しさを実感でき、栄養のバランスや食の彩りを考えたお弁当作りを通して、望ましい食生活について考えるきっかけとするという目的で実施させていただいております。記載事項にある募集作品でございますが、小学校1年生から4年生までは親子

で作るということで、協力して作っていただいております。小学校5年生から中学生にかけては、子どもだけで作って、そして、写真で応募していただいております。今後の予定でございますが、表彰式は平成27年1月23日、金曜日を予定しております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。例年行っております、調べる学習コンクールですね。それから、小論文、お弁当レシピコンテスト、この三つにつきまして、毎年でございますが、何か御意見がありましたら、お願いいたします。

坂田委員 小論文はなかなかすばらしかったと思います。

委員長 では、御質問はございませんでしょうか。

続いて「第35回『あらかわの伝統技術展』の開催について」、御報告をお願いします。

生涯学習課長 それでは、御報告申し上げます。第35回「あらかわ伝統技術展」の開催についてでございます。

骨子でございます。江戸時代から受け継がれた伝統工芸技術の手作りの素晴らしさを広く紹介する事業として開催するものでございます。

会期でございます。26年7月4日金曜日から、7月6日の日曜日でございます。時間は午前10時から午後5時でございます。最終日は4時までとなっております。開会セレモニーは、7月4日金曜日、午前9時から9時15分でございます。主催者、来賓の紹介、参加技術者等の紹介を行います。会場は荒川総合スポーツセンターでございます。主催は、荒川区・荒川区教育委員会・荒川区伝統工芸技術保存会・荒川史談会でございます。協力いたしまして、J・荒川マイスター倶楽部・福井県他でございます。後援は東京都教育委員会でございます。

内容でございますが、伝統工芸技術の実演・展示・有償頒布、体験コーナー（16業種）でございます。また、匠育成事業での修業中の若手職人のコーナーでの実演等を行います。職人ツアーということで学芸員による解説、伝統工芸品等の抽選会、荒川の産業と観光の紹介、大太鼓演奏・相撲甚句や昨年度から引き続き、東日本大震災被災地応援フェアを行う予定でございます。

最後に参加者でございます。荒川区伝統工芸技術保持者・後継者、荒川マイスター、区外伝統工芸技術保持者、合計70名の方が参加いたします。

なお、今年度は全小学校24校が見学できるように調整いたしまして、全校が見学する予定であります。また、机上にポストカードをお配りしておりますので、御覧いただければと思います。委員長の後ろにポスターを掲示してございます。たくさんの区内施設等に掲示しまして、多くの御来場をお待ちしております。また、7月は、昨年も暑かったのですが、今

年も暑い中ということでお茶等の準備もしております。水分を補給できる態勢でお待ちしております。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。どなたか御質問はございますか。7月4日の9時からセミナーがあります。そして、子どもたちもたくさん参加します。7月11日が教育委員会ですので、その前の週ということがございますので、ぜひ御参加くださるようよろしくお願いいたします。では、これはよろしいですね。

教育長 今、生涯学習課長から説明があったのですが、実は議会でも、荒川の伝統技術展は、職人さんたちの作品やつくり方の説明を含めて行っているの、大変有意義であるとの意見が出ています。学校でも、職人教室などで、学校に来ていただいて説明したりするのがあるのですが、それだと特定の業種しか見られないということで、一堂に会して見られるという意味では、この伝統技術展が年に1回の大きな催しになります。どうしても今までは来られる学校と来られない学校というか、来る学校と来ない学校というのが出ていたのですが、すべての子どもたちが1回は見に来られるような形で、全校が参加できるようにしたほうがいいのかということで、今回、指導室と生涯学習課でいろいろ調整して、全校が見に来られるようになりました。

坂田委員 それはいいことですね。私も子どもを連れて去年も行ったのですが、子どもたちも興味を持つ作品がいろいろありますので。

教育長 ですので、ちょっと逆に金曜日は込んでしまうかもしれないですが。

坂田委員 そうですね。

委員長 荒川区を知るということは、教科書の選定にも大条件に含まれていますので、これはぜひ強力的に進めていただくようお願いいたします。

生涯学習課長 ありがとうございます。

委員長 次にいきます。荒川区登録無形文化財及び保持者の解除についての御報告です。

生涯学習課長 荒川区登録無形文化財及び保持者の解除についてでございます。文化財の名称及び保持者でございますが、荒川区登録無形文化財 工芸技術 小紋染 野崎治男様でございます。91歳の方で、南千住八丁目にお住まいの方です。登録年度は、昭和59年度でございます。解除年月日及び解除理由でございますが、平成22年11月30日に死亡ということでございます。この報告がおくれた理由でございますが、下に書いてございます。まず、生前に仕事を辞めてから文化財保護奨励金については長年支給していなかったということ、また平成26年5月、先月でございますが、学芸員が訪問調査を行いまして、御家族から平成22年に亡くなっていたことの報告を受けまして、この確認をしたものでございます。今後はもう少し早目に訪問調査を行って、解除の報告、また、こういう手続を行えるよう、そ



ういう形で訪問調査をしてみたいと思います。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 小紋染の後継者はいましたか。

生涯学習課長 他にはいらっしゃいません。よろしくお願いいたします。

委員長 では、次に移ります。「第七回柳田邦男絵本大賞の実施について」の御説明をお願いいたします。

図書館課長 それでは、御説明いたします。「第七回柳田邦男絵本大賞の実施について」でございます。子どもから大人まで本に親しむきっかけをつくるため、自分が読んだ絵本の感動、他人に伝えたい絵本の感想、子どもに対する読み聞かせ体験など、幅広い内容を、柳田邦男先生に送る手紙形式として、御応募いただくものでございます。今年度、第七回を迎えます。

詳細につきましては記載のとおりですが、今年度は特に一般の部の応募者増に力を入れております。7、その他の欄に記載しておりますが、一般の部の応募者増に向けまして、事業周知の更なる拡大を行うべく、さまざまなところに出向かせていただきまして、チラシ等をお配りしたり、御説明の機会を設けております。特に絵本や読み聞かせに関係したところで公募活動を進める予定でございます。一般の部の応募者が、開始当初の平成20年度には58名いたのですが、昨年度は8名になってしまいましたので、今年は20人ぐらいまでは増やしたいと思っております。

受賞者の決定につきましては、一次選考は図書館課の事務局で行いまして、二次選考につきましては、柳田邦男先生御本人と、東京荒川ロータリークラブ賞は同クラブをお願いしております。受賞者が12月の半ばに決まりまして、表彰式は27年1月24日の土曜日の午後、会場が例年どおり日暮里サニーホールを今のところ予定しております。教育委員の先生方にもぜひ御出席いただければと考えておりますので、また近くなりましたら御案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

御報告は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

これは御提案なのですが、この締め切りが9月30日でしょう。ほかのコンテストもたくさんありますでしょう。今の図書館とか小論文、この年中行事みたいなのは、広くアナウンスしてはいかがですか。いきなり7月からですよというよりも、前もって日ごろ考えておくといいと思うから、新聞が何かに、教育委員会の年中行事みたいな一覧表を時々載せるような形でいくと、応募者も増えるのではないかな。

坂田委員 区報とか、区報キッズとかですか。

委員長 ええ。そういうふうな工夫。広報とでやっていただけたらいいと思います。よろしく

お願いいたします。

図書館課長 絵本大賞の方の広報に関しましては、区報と町会の掲示板にポスターを掲示させていただいて、周知を図っております。

委員長 区の行事として決まっていますから、年間にこういうものが教育委員会としてありますよという一覧があればいいと思います。ぜひよろしく、教育長、お願いいたします。

教育長 委員長のおっしゃるとおりでして、今、指導室に指示しているのが、この絵本大賞のみならず、先ほどのコンテスト、教育委員会主催のコンテストもそうなのですが、それ以外にも、税の作文コンテストとか、選挙のポスターコンクールとか、いろいろな小中学生対象のコンテストが年間を通して数多くあります。それらを、子どもたちとか先生が、年間を通してこういったものがあるよというのを知っていれば折々に出せますので、可能な範囲で情報提供を学校側とか子どもたちにできるようにしたいと思います。

委員長 ありがとうございます。そのほか、よろしいですね。

では、続いて次の話題に移ります。6月から8月までの教育委員会関係の主要行事について、お願いいたします。

青山委員 チャレンジキャンプを伊豆大島でやってくれるのですか。これは、ありがとうございます。

生涯学習課長 そうです。8月に行ってまいります。

青山委員 ぜひ行ってください。人が来なくて、困っているのです。まだ御遺体が全部、発見されていなくて。椿祭りも随分一生懸命やったのですが、あまり来ていただけなかったのですね。私は60人ぐらい連れて行きましたけれども、7、8、9、と3泊していただけるのですね。

生涯学習課長 8月です。

青山委員 どこに泊まってくれるのですか。

生涯学習課長 大島温泉ホテルです。

青山委員 いいところに泊まりますね。

生涯学習課長 前に泊まったところが泊まれないというか、キャンプ場が今年の台風の被害を受け利用できないということで、今回は大島温泉ホテルに宿泊いたします。

青山委員 それは、その方がいいと思います。

生涯学習課長 そうですね。10年前に行ったところが、台風被害で使えないということで、今回はそちらになりました。

青山委員 元町のところですか。

生涯学習課長 はい、そうです。先だって実際に、私は行かなかったのですが、荒少連

が行ってきまして、スケジュールを決めて、8月に実行するという事は聞いています。  
80名の子どもと40名の支援者ということで120名を予定しております。

青山委員 いいですね。3泊4日だと、ほとんど伊豆大島をマスターしていただけたと思います。

教育長 青山先生が記事にも書かれていらしたように、観光もそうなのですが、何か交流とか、ちょっとした何か活動ができないかと、今調整しているのですね。

生涯学習課長 伊豆大島の教育長と高梨教育長がお話ししてもらったので、担当レベルで、また考えてまいります。

青山委員 ありがとうございます。向こうも喜ぶと思います。

小林委員 主要行事に関する質問なのですが、秋以降で、小中学校で、どこか研究大会というか、そういったものを予定されていますでしょうか。もしできれば早目に教えていただきたいのですが。

教育長 では、次回の教育委員会で御説明させていただきます。

小林委員 できれば、ぜひ事前に予定を入れたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 準備したいと思います。

委員長 ほかにございますか。

予定していました事項は以上です。事務局から御連絡はございますか。

教育総務課長 特段ございません。

委員長 では、ないようですので、以上をもちまして教育委員会第11回定例会を閉会いたします。

了